

令和7年4月1日より鎌ヶ谷市宅地開発指導要綱及び鎌ヶ谷市宅地開発施設整備基準を一部改正します。

令和7年4月1日より「鎌ヶ谷市宅地開発指導要綱」及び「鎌ヶ谷市宅地開発施設整備基準」の一部をそれぞれ改正します。

開発行為等に伴う事前協議申請を行う予定の事業者、設計者及び施工業者の皆さまはご留意ください。主な改正点は、以下のとおりです。

改正内容

1. 鎌ヶ谷市宅地開発指導要綱

第21条

かし担保期間を2年から5年へ改正

2. 鎌ヶ谷市宅地開発施設整備基準

3 排水施設設置基準

雨水流出抑制施設の単位面積当たりの最低調整容量

開発区域の面積	貯留量(m ³ /ha)	堆砂量(m ³ /ha)	最低調整容量(m ³ /ha)
1 ha 未満	660	15	675

改正適用

令和7年4月1日以降に事前協議申請をおこなう開発行為等

上記内容のほか、窓口指導を行っていた内容を明文化する予定です。詳細については開発指導室までお問い合わせください。

また、排水基準に関する詳細は手引きを配布しますので道路河川整備課 治水係までお越しください。

令和6年12月
鎌ヶ谷市都市建設部都市計画課開発指導室